

装備移転支援実施基準

〔令和5年10月10日
防衛大臣決定〕

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号。以下「法」という。）第15条第4項及び防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則（令和5年防衛省令第14号。以下「施行規則」という。）第17条の規定に基づき、指定装備移転支援法人（以下「指定法人」という。）が装備移転支援業務を実施する際に従うべき基準として、装備移転支援実施基準を次のとおり定める。

なお、この装備移転支援実施基準において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

1 装備移転支援業務の具体的内容に関する事項

指定法人は、装備移転支援業務として次に掲げる業務及びこれらに附帯して基金の管理に関する業務を行うものとする。

- (1) 認定装備移転事業者が認定装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な一連の作業に係る費用を対象に、当該認定装備移転仕様等調整計画の実施期間において実際に発生したものの額を助成金として交付すること。
- (2) 装備品製造等事業者による装備移転仕様等調整に関する事項についての照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うための一元的な窓口を設置し、これらを行うこと。

2 装備移転支援業務の実施体制に関する事項

指定法人は、装備移転支援業務を適正かつ確実に実施する体制を構築するため、次に掲げる措置について装備移転支援業務規程に定め、当該定めに基づきこれらを実施するものとする。

- (1) 装備移転支援業務を実施する専任の部署を設置すること。
- (2) 前号の部署に装備移転支援業務を統括する責任者を配置すること。
- (3) 装備移転支援業務以外の業務を行う場合にあっては、その業務を行うことによって装備移転支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼさないよう、装備移転支援業務の実施に必要な人員を常に確保すること。
- (4) 法第17条第5項の規定に基づく装備移転支援業務規程の公表、第19条第2項の規定に基づく事業計画書及び収支予算書の公表並びに第19条第3項の規定に基づく事業報告書及び収支決算書の公表等により、装備移転支援業務の実施の透明性を確保すること。

3 装備移転支援業務の実施方法に関する事項

指定法人は、法第17条第2項及び施行規則第20条に規定する事項について装備移転支援業務規程に定め、当該定めに基づきこれらを実施するものとする。

4 装備移転支援業務に関する秘密の保持に関する事項

指定法人は、装備移転支援業務を通じて知り得た情報について、装備移転支援業務の実施の目的以外に利用してはならないものとする。その実施に際しては、当該情報の管理に係る責任者を置き、これを確実に保全するための体制を構築するものとし、その措置を装備移転支援業務規程に定めるものとする。

5 助成事業の監督に関する事項

指定法人は、助成事業（助成金の交付を受けて行う装備移転仕様等調整をいう。）が、認定装備移転仕様等調整計画で定める当該認定装備移転仕様等調整計画の実施期間並びに助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従っていることを確認するほか、当該助成事業を実施する認定装備移転事業者に対し必要な監督を行うものとする。